

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準の条例制定について

令和 7 年 2 月
盛 岡 市

盛岡市では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の公布に伴い、令和 7 年 7 月から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施することから、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」において、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を定め、乳児等通園支援事業者の認可等を行います。

つきましては、市民の皆様から幅広くご意見をいただき、条例制定の参考とさせていただきたいことから、次のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

なお、資料は、盛岡市公式ホームページや、裏面に記載している市の施設にも備え付けますので、ご覧ください。

1 意見の募集期間

令和 7 年 2 月 15 日（土）から令和 7 年 3 月 1 日（土）まで

2 意見提出方法

任意の用紙に名前（又は法人・団体名）と住所、電話番号と意見を記入し、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

なお、電話での意見は受け付けません。

(1) 郵送の場合

〒020-0884 盛岡市神明町 3 番 29 号

盛岡市保健所 1 階 子育てあんしん課 あて

(2) ファックスの場合

ファックス番号：019-652-3424

(3) 持参の場合

盛岡市保健所 1 階 子育てあんしん課へ直接お持ちください

（土曜日、日曜日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで）

(4) 応募フォームの場合

盛岡市公式ホームページから応募できます。（SSL 対応）

アドレスは、<http://www.city.morioka.iwate.jp/> 広報 I D は 1050292 です。

3 提出期限

(1) 郵送の場合

令和7年3月1日（土）必着

(2) ファクス、持参や応募フォームの場合

令和7年3月1日（土）17時まで受付

4 意見への回答

後日、盛岡市公式ホームページ等で公表する予定です。

また、意見は個人情報を除き、全て公開される可能性があるほか、同様の意見を集約することがあります。

なお、寄せられた意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 資料の備え付け場所

- ・盛岡市保健所 1 階子育てあんしん課
- ・市役所本館 1 階の窓口案内
- ・市役所本館 6 階の情報公開室
- ・都南総合支所 1 階の窓口案内
- ・玉山総合事務所 1 階ホール
- ・若園分庁舎
- ・青山、太田、築川及び繋の各支所
- ・飯岡、乙部、巻堀、玉山及び薮川の各出張所
- ・中央公民館、上田公民館、河南公民館、都南公民館、西部公民館及び渋民公民館
- ・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス 1 階）
- ・市立図書館、都南図書館、渋民図書館

【問い合わせ先】

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課育成係

- 電 話 : 019-613-8347（直通）
- ファクス : 019-652-3424（部代表）
- 電子メール : kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

への意見の提出様式

名 前 (法人又は団体名があれば記入してください)	
住 所	
電話番号	
区分 (該当する番号を○で囲んでください)	(1) 市内に住所を有する人 (2) 市内に事務所または事業所を有する人 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する人 (4) 市内に存する学校に在学する人 (5) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人

【意見】

[illegible]

(様式例)

[illegible]